

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 7年 4月 1日現在〉

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0195-78-2228

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

〈ご不明な点は、なんでもおたずねください。〉

## 2. 富士見荘指定居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	富士見荘指定居宅介護支援事業所
所在地	岩手県八幡平柏台2丁目5番15号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (岩手県 0372100131号)
サービスを提供する地域	八幡平市 (旧松尾村・西根町区域)

### (2) 同事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		職員の管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名		利用者の介護計画作成	3名

### (3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 (12月29日から1月3日までの日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。ただし緊急時の場合はそのかぎりではありません。)

午前8時30分～午後5時30分 (お客様の申し出により、5時30分以降も営業いたします)

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### ①利用申し込みの受付

要介護認定決定後、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供に向けお世話させていただきます。

### ②課題分析 (訪問調査)

現状の問題点を明らかにするために、ご本人、ご家族から、お話を伺いサービス計画に結び付けます。

### ③居宅サービス原案作成、サービス事業所の選定と支給限度額の確認

訪問した際、お伺いした内容について問題点を明確にするとともに、その解決に向けた介護計画を仮作成し、複数のサービス事業所を紹介いたします。また個々の介護度に応じた支給限度額の確認と、月ごとの負担額を計算し、その内容について確認していただきます。

#### ④サービス担当者会議による調整

サービス計画をもとに、サービス提供機関の担当者等と会議を行い、サービス提供に向けた調整を行います。

#### ⑤お客さまへの説明と同意の確認

サービス提供機関より確認を得た後、ご自宅を訪問しサービス計画について再度説明し、確認をしていただきます。

#### ⑥サービス利用票、提供票の作成

標準様式に則って、サービス該当月の利用票、及び別票を提出し、最終的な確認をしていただきます。サービス提供機関にはサービス該当月の提供票、及び別票を提出します。

#### ⑦サービスの実施・計画対象期間中の実施状況把握及び連絡調整

サービス提供期間は、サービス提供機関に実施状況を確認するとともに、連絡調整を行います。

#### ⑧給付管理票の作成と提出

サービス当該月終了後、翌月10日までに給付管理票を作成、保険者に対し給付管理票を送付いたします。

### 4. サービス事業所の選定について

居宅サービス計画の策定にあたり、お客様は事業所に対し複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### 5. 医療機関への情報提供について

指定居宅サービス事業所等からお客様に係る情報の提供を受けた時や、その他必要と認める時はお客様の服薬状況、口腔機能など心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものをお客様の同意を得た上で主治の医師、若しくは歯科医師又は薬剤師に提供させていただきます。

お客様が医療機関に入院された場合には担当の介護支援専門員に速やかに連絡をお願いします。またお客様におかれましても医療機関に対し担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先等を伝えるようお願いいたします。なお円滑な在宅生活への移行を支援するために入院後速やかに医療機関に対しお客様の情報を提供させていただきます。

### 6. 利用料金

#### (1) 利用料

利用料金は『重要事項説明書 別紙料金表』のとおりです。

※要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は一旦『重要事項説明書別紙料金表』に記載の料金をお支払いいただいた後に、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額支払を受けられます。

#### (2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座引き落としの3通りの中から、ご契約の際に選ぶことができます。

### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの利用終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合。

文書で、お申し出くだされば、いつでも解約できます。

#### ②当社の都合によりサービスを終了する場合。

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただくことがあります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

#### ③お客様のご都合により、三ヶ月以上居宅サービスの利用が無い場合

以下の場合には文書にて通知した上で、直ちにサービスの提供を終了させていただきます。

お客様のご都合により、居宅サービスの利用が三ヶ月以上無い状態が続いた場合、入院もしくはご病気等により、三ヶ月間居宅サービスを利用出来ない状態が続いた場合。

#### ④自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了といたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援1、要支援2と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

#### ⑤その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

社会福祉法人みちのく協会の基本理念「愛と献身」をモットーに事業を運営します。

- 1、利用者が地域の中で、その能力に応じて可能な限り自立した生活ができるよう居宅介護サービス計画を作成します。
- 2、居宅介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、及び生活環境等を考慮し利用者の意思を尊重するとともに、サービス提供事業者はもとより、医療、保健、福祉の連携を密にして、利用者が適切な介護サービスを受けることができるように努めます。
- 3、利用者の不安を解消するため、苦情処理や相談に積極的に応じます。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

身体機能面だけでなく精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面を分析し、要介護者等の状況と問題点、その解決手段としてのケアプランを提案、実施してまいります。

(3) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービスガイドラインに準ずる
介護支援専門員への研修の実施	有	各種研修会への参加を実施しています

## 9. サービス内容に関する苦情

①当支援事業所 お客様相談・苦情担当

当支援事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

苦情解決責任者 管理者 田代 奈々子

担 当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 電 話 0195-78-2228

②その他

当支援事業者以外に、八幡平市の相談、苦情窓口、岩手県国民健康保険団体連合会・介護保険課等に苦情を伝えることができます。

[連絡先]

・八幡平市役所・福祉事務所 電話0195-74-2111

・岩手県国民健康保険団体連合会・介護保険課 電話019-604-6700

## 10. 秘密の保持、個人情報に関して

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、文書にて同意を得た上で利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

## 11. 事故等の賠償責任について

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、利用者に重大な過失があると認められた場合には、これを減ずることがあります。

## 12. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者：管理者 田代 奈々子

### 13. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 みちのく協会
代表者役職・氏名	理事長 工藤 和子
名称	富士見荘指定居宅介護支援事業所
代表者役職・氏名	管理者 田代 奈々子
本部所在地・電話番号	岩手県八幡平市松尾寄木第11地割13番地1
施設・拠点等	介護老人福祉施設 富士見荘 老人短期入所施設 富士見荘 地域密着型介護老人福祉施設 はらからの里 老人短期入所施設 はらからの里 軽費老人ホーム ケアハウスアーベイン八幡平 松尾デイサービスセンター 富士見荘指定訪問介護事業所 富士見荘指定居宅介護支援事業所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 岩手県八幡平市柏台2丁目5番15号

名称 富士見荘指定居宅介護支援事業所 ㊞

説明者 所属

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞